

令和8年6月12日
国 税 庁

「特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見募集の結果について

1 概要

国税庁では、「特定個人情報保護評価書（案）」について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

募集期間：令和8年4月20日（月）から令和8年5月20日（水）まで
提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォーム又は郵便等

2 お寄せいただいた御意見

本件意見募集に対し、12件の御意見を頂きました。

3 御意見の概要と国税庁の考え方

御意見の概要、御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

パブリックコメントの結果の概要

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>まず、「オンプレミス」だの「ガバメントソリューション」だの、横文字そのままの、専門分野の役人しか判らない用語は やめて頂きたい。</p> <p>そして、「権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する」と有るが、自己評価の羅列で 何の保証になるというのか。</p> <p>保護の状況を評価するのなら、「データの転送に〇〇以上の暗号化を義務付け」、「書き込まれるデータは〇〇以上の暗号化で保護」、「ファイアウォールの設置義務」、「読み取り権限は 職権〇〇の持つ 視認不可能な ID と、本人の ID の組み合わせでのみ読み取り可能」など、具体的に 評価に値する内容を記すべきだろう。</p> <p>更に、個人情報の利用方法に「不開示」とは、一体 どうか。</p> <p>それに対応するリスク対策まで「不開示」となっているなら、明らかに 政府または第三者による不正利用を目的にしているとしたら、思えないではないか。</p> <p>正確でもない情報を 同意も無く個人に紐付けて、何に利用するというのか。</p> <p>この様なデータの保持・使用に、断固 反対する。</p>	<p>評価書の「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において、各種リスク対策を記載しております。</p> <p>また、「不開示」については、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則第13条」に基づき、非公表としています。</p>
2	<p>「特定個人情報ファイル」に有る、非公表部分に関して、いわゆる脱税調査を目的としている、という趣旨の説明だが、入手方法も正確性も確かでない情報が、脱税調査に役立つとは思えない。</p> <p>裁判でも 全く証拠にすらならないだろう。</p> <p>この様な性質の情報が、特定個人情報として 保持される事に、疑問を感じる。</p> <p>脱税調査にしろ その他の用途にしろ、この様な 当てにならない情報を 個人の情報として (保存期限・削除も示されていないことから) 永久に保存する事の意味が 解らない。</p> <p>むしろ 思想調査など、国民監視に使われる性質のものではないのか。</p> <p>憲法で保障する 思想信条の自由に 反する様な情報管理に、反対する。</p>	<p>ご指摘の部分は、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則第13条」に基づき、非公表としています。</p> <p>また、国税庁では、引き続き、特定個人情報の保管・消去について、適切に取り組んでまいります。</p>

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	<p>国民主権に基づく構造照合:「特定個人情報保護評価書(案)」について 国税庁長官官房殿 私は日本国憲法 前文および第1条、97条、98条1項を根拠に、主権者として本状を提出します。 本状は国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。</p> <p>【対象】 国税庁:特定個人情報保護評価書(案)(国税総合管理システムによる地方公共団体等への地方税関係情報等の照合事務)</p> <p>【照合する事項】 1.上位規範との整合性 当該評価書において、NISA残高や口座情報等の広範な資産情報を一元管理するシステム設計(KSK2)が、憲法第29条(財産権)および第13条(プライバシー権)に対し、過剰な制約を課していないか明確にされたい。 行政が「リスク対策は十分である」と自己採点するのみで、主権者による外部的な検証を拒否したまま運用を開始することの憲法上の正当性を提示されたい。</p> <p>2.憲法条文との整合性・非矛盾性 犯則事件調査等に関わる管理実務を「非公表」とする判断が、憲法第31条(適正手続の保障)が求める透明性を著しく損なっていないか。 主権者が自身の情報が不当に扱われていないかを確認する権利が、行政上の秘密保持によって実質的に制限されていることの非矛盾性を整理されたい。</p> <p>3.法体系・制度設計 ガバメントクラウド等の外部インフラを利用し、かつAIによるデータ分析を導入する設計において、システム上の誤判断やプログラムの瑕疵によって主権者が被る不利益に対し、行政が負うべき「無過失の賠償責任」がどのように法的に規定されているか明示されたい。</p> <p>4.政治的統制構造 膨大な「全項目評価書」の提示および一部項目の非公表化という手法が、実質的に主権者の理解と監視を困難にさせ、国民主権(第1条)に基づく行政の統制を形骸化させていないか。 専門知識を持たない主権者に対しても、管理構造のリスクと責任所在を平易に説明する義務をどう果たすか回答されたい。</p> <p>5.行政運用・判断プロセス 資産情報の一元化および自動照合が、特定の主権者に対する「不当な選別」や「事前監視」として機能するリスクをどう評価しているか。 行政の利便性のために主権者の生活基盤(資産・口座)を単一のOSに依存させることの合理的な判断プロセスを説明されたい。</p> <p>【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。 本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。 2026/04/21</p>	<p>御意見に対する考え方</p> <p>1.上位規範との整合性 特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。 このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>2.憲法条文との整合性・非矛盾性 ご指摘の部分は、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則第13条」に基づき、非公表としています。 なお、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>3.法体系・制度設計 ガバメントクラウド等の外部インフラ等の利用については、政府全体の方針及び関係法令に基づき適切に実施してまいります。 なお、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。 おつて、事務の遂行においては、自動化された処理のみで完結するものではなく、人による確認や是正が行われる体制を前提としています。万が一、事務処理に起因して納税者の権利利益に影響が生じた場合は、関係法令に基づく不服申し立て、訴訟等の救済手段が確保されています。</p> <p>4.政治的統制構造 本意見募集に係る全項目評価書の提示及び一部情報の不開示については、関係法令に基づき実施しているものです。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>5.行政運用・判断プロセス 特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。 このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p>

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>国民主権に基づく構造照合:「特定個人情報保護評価書(案)」に対する権利保障の構造について 国税庁 長官官房殿 情報公開・個人情報保護室御中</p> <p>私は日本国憲法 前文および第1条、97条、98条1項を根拠に主権者として本状を提出します。 本状は、国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。</p> <p>【対象】 デジタル技術を活用した納税者情報の自動収集および名寄せ・分析システムの導入</p> <p>【照合する事項】 1.当該行政判断が憲法の上位規範とどのように整合するか明確にされたい。 主権者をあらかじめ「監視対象」として管理する設計思想が、憲法第13条(個人の尊厳)および第1条(国民主権)において、主権者が行政を監視するという本来の法的順位とどのように整合するか明確にされたい。</p> <p>2.関連する憲法条文との整合性および非矛盾性を整理されたい。 「適正な課税」という行政目的が、憲法第31条(適正手続きの保障)および第35条(住居・書類の不可侵)の精神を 実質的に形骸化させないための論理的担保を提示されたい。</p> <p>3.法体系・制度設計の根拠および判断基準を提示されたい。 情報の自動的な紐付けおよび分析アルゴリズムの選定基準が、恣意的な行政運用を排除し、透明性を確保する 設計となっているか、その判断基準を提示されたい。</p> <p>4.政治的統制構造の位置づけを明示されたい。 効率化を優先するデジタル実装が、主権者による民主的なコントロール(憲法第15条)から逸脱しないよう、どのよ うな統制手段が確保されているか明示されたい。</p> <p>5.行政運用・判断プロセス・評価指標・リスク管理体制を説明されたい。 AIやアルゴリズムによる判断が誤っていた場合、あるいは予期せぬ権利侵害が生じた場合の検証プロセスおよび 救済体制が、憲法上の権利救済の理念とどのように相違しないか説明されたい。</p> <p>【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。本照合を 正式に記録し、構造的説明を提示すること。</p>	<p>国税庁は、日本国憲法の下において、国民主権の原理を前提に、納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を果たすため、国税庁は納税手続等の利便性向上に努めるとともに、適正かつ公平な課税・徴収の実現に向けた取組を進めています。また、経済社会の変化に的確に対応するため、国税庁としては、日々進化を続けるデジタル技術の積極的な活用を図る「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」を推進しています。</p> <p>当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務についても、これらを実現するため、関係法令に基づき実施されるものであり、法令の枠内において特定個人情報を適切に取り扱うものです。特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止するとともに、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。</p> <p>このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことは予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>また、事務の遂行においては、自動化された処理のみで完結するものではなく、人による確認や是正が行われる体制を前提としています。万が一、事務処理に起因して納税者の権利利益に影響が生じた場合は、関係法令に基づく不服申し立て、訴訟等の救済手段が確保されています。</p>

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	<p>国民主権に基づく構造照合:「特定個人情報保護評価書(案)」に対する情報の集約・高度化に伴う憲法的安全性の確保について</p> <p>国税庁 長官官房殿 情報公開・個人情報保護室御中</p> <p>私は日本国憲法 前文および第1条、97条、98条1項を根拠に、主権者として本状を提出します。本状は、国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。</p> <p>【対象】 国税総合管理システムの高度化(KSK2)およびマイナンバー紐付けによる税務情報の一元管理</p> <p>【照合する事項】</p> <p>1.上位規範との整合性 近時の大阪国税局における情報漏洩事案に鑑み、情報を一元的に集約する新制度の設計が、主権者の個人の尊重(憲法第13条)およびプライバシー権の保障とどのように整合するか明確にされたい。</p> <p>2.憲法条文との整合性・非矛盾性 人的過失による漏洩リスクが依然として存在する中で、情報の集約度を高めることは、万一の事態における権利侵害を壊滅的な規模へと拡大させる構造を有する。これが憲法上の権利を「最大限に尊重する」義務とどのように相違しないか提示されたい。</p> <p>3.法体系・制度設計 「人間を介さないシステム」への移行が、単に責任の所在を曖昧にするのではなく、情報の集約によって生じる「構造的な脆弱性」を具体的にどう克服しているか、設計上の根拠を提示されたい。</p> <p>4.政治的統制構造 不祥事を理由としたシステム高度化の推進が、主権者の監視権限を弱体化させる結果を招かないか。行政の無謬性を前提としない統制構造の位置づけを明示されたい。</p> <p>5.行政運用・判断プロセス 情報の集約に伴うリスク評価指標において、人的・技術的漏洩が発生した際、被害の拡大を物理的に遮断するフェイルセーフの構造がどのように実装されているか説明されたい。</p> <p>【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。本照合を正式に記録し、構造的説明を提示すること。</p>	<p>先日、税務行政に対する国民の皆様方の信頼を損なう事案が発生したことは誠に遺憾であり、深くお詫びいたします。当該事案を重く受け止めつつ、このような事態が再び生じることのないよう、再発防止策を講じ、納税者情報の適正な管理を徹底する体制整備に努めてまいります。</p> <p>国税庁は、日本国憲法の下において、国民主権の原理等を前提に、納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を果たすため、国税庁は納税手続等の利便性向上に努めるとともに、適正かつ公平な課税・徴収の実現に向けた取組を進めています。また、経済社会の変化に的確に対応するため、国税庁としては、日々進化を続けるデジタル技術の積極的な活用を図る「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」を推進しています。</p> <p>当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務についても、これらを実現するため、関係法令に基づき実施されるものであり、法令の枠内において特定個人情報を適切に取り扱うものです。特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止するとともに、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。</p> <p>事務の遂行においては、自動化された処理のみで完結するものではなく、人による確認や是正が行われる体制を前提としており、集約した特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置については、継続的に点検・見直しを行っております。</p> <p>万が一、納税者の権利利益に影響が生じた場合は、事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行うとともに、被害の拡大防止及び再発防止策の観点から、必要な措置を速やかに実施するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別具体的な憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえて制定されていることを前提に遵守し、その枠組みの下で、主権者である国民の権利利益が不当に侵害されることのないよう、適切な運用及びリスク管理に努めてまいります。</p>
6	<p>“高性能パソコンと他システムとの間で、分析に利用するデータや成果物等を移動する際に”、“外付けHDD等の外部記録媒体を使用する”こと自体に、デバイス管理・使用方法の面でリスク・不安を強く感じる。さらに、掲載案に“外付けHDD等の外部記録媒体”の取り扱いについての規定(デバイス保管手順、データ破棄・抹消方法等)が見当たらず、本案全体として信頼性を欠く。(部分不信＝全体不信)</p>	<p>外付けHDD等の外部記録媒体の使用に関し、管理方法や規定が明示されていないことからご不安を感じられているのご指摘につきましては、重要な事項として認識しております。</p> <p>外部記録媒体の利用につきましては、国税庁において利用を認めたものに限定するとともに、暗号化機能を備えた媒体の使用、施錠可能な場所での保管、不要データの速やかな削除等、定められた実施手順に基づき適切に運用しております。</p> <p>なお、当該実施手順については従前より定めて運用しておりましたが、今回のご指摘を踏まえ、外部記録媒体の取扱いが明確となるよう、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の該当箇所に追記いたします。</p>

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>国民主権に基づく構造照合:「特定個人情報保護評価書(案)」について 国税庁長官官房殿 私は日本国憲法前文および第1条、97条、98条1項を根拠に、主権者として本状を提出します。 本状は国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。</p> <p>【対象】 国税庁:特定個人情報保護評価書(案)(国税総合管理システムによる地方公共団体等への地方税関係情報等の照合事務)</p> <p>【照合する事項】 1.上位規範との整合性 該評価書において、NISA残高や口座情報等の広範な資産情報を一管理するシステム設計(KSK2)が、憲法第29条(財産権)および第13条(プライバシー権)に対し、過剰な制約を課していないか明確にされたい。 行政が「リスク対策は十分である」と自己採点するのみで、主権者による外部的な検証を拒否したまま運用を開始することの憲法上の正当性を提示されたい。</p> <p>2.憲法条文との整合性・非盾性 犯事件調査等に関わる管理実務を「非公表」とする判断が、憲法第31条(適正手続の保障)が求める透明性を著しく損なっていないか。 主権者が自身の情報が不当に扱われていないかを確認する権利が、行政上の秘密保持によって実質的に制限されていることの非盾性を整理されたい。</p> <p>3.法体系・制度設計 ガバメントクラウド等の外部インフラを利用し、かつAIによるデータ分析を導入する設計において、システム上の誤判断やプログラムの瑕疵によって主権者が被る不利益に対し、行政が負うべき「無過失の賠償責任」がどのように法的に規定されているか明示されたい。</p> <p>4.政治的統制構造 膨大な「全項目評価」の提示および一部項目の非公表化という手法が、実質的に主権者の理解と監視を困難にさせ、国民主権(第1条)に基づく行政の統制を形骸化させていないか。 専門知識を持たない主権者に対しても、管理構造のリスクと責任所在を平易に説明する義務をどう果たすか回答されたい。</p> <p>5.行政運用・判断プロセス 資産情報の一元化および自動照合が、特定の主権者に対する「不当な選別」や「事前監視」として機能するリスクをどう評価しているか。 行政の利便性のために主権者の生活基盤(資産・口座)を単一のOSに依存させることの合理的な判断プロセスを説明されたい。</p> <p>【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。 本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。 2026/05/01</p>	<p>御意見に対する考え方</p> <p>1.上位規範との整合性 特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。 このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>2.憲法条文との整合性・非盾性 ご指摘の部分は、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則第13条」に基づき、非公表としています。 なお、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>3.法体系・制度設計 ガバメントクラウド等の外部インフラ等の利用については、政府全体の方針及び関係法令に基づき適切に実施してまいります。 なお、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。 おつて、事務の遂行においては、自動化された処理のみで完結するものではなく、人による確認や是正が行われる体制を前提としています。万が一、事務処理に起因して納税者の権利利益に影響が生じた場合は、関係法令に基づく不服申し立て、訴訟等の救済手段が確保されています。</p> <p>4.政治的統制構造 本意見募集に係る全項目評価書の提示及び一部情報の不開示については、関係法令に基づき実施しているものです。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>5.行政運用・判断プロセス 特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。 このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p>

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>国民主権に基づく構造照合:「特定個人情報保護評価書(案)」について 国税庁長官官房殿 私は日本国憲法 前文および第1条、97条、98条1項を根拠に、主権者として本状を提出します。 本状は国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。</p> <p>【対象】 国税庁:特定個人情報保護評価書(案)(国税総合管理システムによる地方公共団体等への地方税関係情報等の照合事務)</p> <p>【照合する事項】 1. 上位規範との整合性 当該評価書において、NISA残高や口座情報等の広範な資産情報を一元管理するシステム設計(KSK2)が、憲法第29条(財産権)および第13条(プライバシー権)に対し、過剰な制約を課していないか明確にされたい。 行政が「リスク対策は十分である」と自己採点するのみで、主権者による外部的な検証を拒否したまま運用を開始することの憲法上の正当性を提示されたい。</p> <p>2. 憲法条文との整合性・非矛盾性 犯則事件調査等に関わる管理実務を「非公表」とする判断が、憲法第31条(適正手続の保障)が求める透明性を著しく損なっていないか。 主権者が自身の情報が不当に扱われていないかを確認する権利が、行政上の秘密保持によって実質的に制限されていることの非矛盾性を整理されたい。</p> <p>3. 法体系・制度設計 ガバメントクラウド等の外部インフラを利用し、かつAIによるデータ分析を導入する設計において、システム上の誤判断やプログラムの瑕疵によって主権者が被る不利益に対し、行政が負うべき「無過失の賠償責任」がどのように法的に規定されているか明示されたい。</p> <p>4. 政治的統制構造 膨大な「全項目評価書」の提示および一部項目の非公表化という手法が、実質的に主権者の理解と監視を困難にさせ、国民主権(第1条)に基づく行政の統制を形骸化させていないか。 専門知識を持たない主権者に対しても、管理構造のリスクと責任所在を平易に説明する義務をどう果たすか回答されたい。</p> <p>5. 行政運用・判断プロセス 資産情報の一元化および自動照合が、特定の主権者に対する「不当な選別」や「事前監視」として機能するリスクをどう評価しているか。 行政の利便性のために主権者の生活基盤(資産・口座)を単一のOSに依存させることの合理的な判断プロセスを説明されたい。</p> <p>【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。 本照合を正式に記録し、構造的な説明を誠実に提示されたい。 令和8年5月1日</p>	<p>御意見に対する考え方</p> <p>1. 上位規範との整合性 特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。 このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>2. 憲法条文との整合性・非矛盾性 ご指摘の部分は、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則第13条」に基づき、非公表としています。 なお、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>3. 法体系・制度設計 ガバメントクラウド等の外部インフラ等の利用については、政府全体の方針及び関係法令に基づき適切に実施してまいります。 なお、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。 おつて、事務の遂行においては、自動化された処理のみで完結するものではなく、人による確認や是正が行われる体制を前提としています。万が一、事務処理に起因して納税者の権利利益に影響が生じた場合は、関係法令に基づく不服申し立て、訴訟等の救済手段が確保されています。</p> <p>4. 政治的統制構造 本意見募集に係る全項目評価書の提示及び一部情報の不開示については、関係法令に基づき実施しているものです。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>5. 行政運用・判断プロセス 特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。 このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、個別の憲法解釈について見解を示すことを予定しておりませんが、当庁としては、関係法令が日本国憲法の趣旨を踏まえ制定されていることを前提としてこれを遵守し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p>

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	<p>マイナンバーと紐付ける「特定個人情報ファイル」に本人にすら非開示のデータ領域を設けようというのには同意できません。断固反対です。「情報の正確さ」「入手方法」「利用方法」「保管期限」が一切秘密のデータを設けるなんて国民の自由や知る権利を蔑ろにする人権侵害です。脱税調査に関するデータといつつスパイ防止法や国家情報局と合わせて治安維持法を復活させる危険性を拭えません。今の政府がまともな使い方とは全く思えませんし、そもそも前提が不適切極まりない。抗議します。</p>	<p>評価書の非公表部分については、犯則事件の調査に係る箇所であり、当該部分を公表することにより、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることから、「特定個人情報保護評価に関する規則第13条」に基づき、非公表としています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>マイナンバーカードの取得・利用の事実上の義務化への反対、および特定個人情報の管理における国民の信頼喪失と制度のあり方について</p> <p>【意見内容】</p> <p>1.カード取得の事実上の義務化に対する断固たる反対 本評価書(案)においては、あたかもマイナンバーカードの利用が行政手続きの標準であるかのように記述されているが、カードの取得を事実上義務化し、それを所持しない者に対して各種手当や行政サービスの申請において不便を強いる現状は、市民の権利を不当に制限する行為である。 個人の識別番号という極めてセンシティブな情報を扱うにあたり、本来「任意」であるはずのカード取得を、事実上の強制という形で迫ることは、自由な社会の根幹を揺るがすものである。特定個人情報の保護を謳いながら、制度の普及を急ぐあまり国民の選択権を奪うような現在の施策には、強く反対する。</p> <p>2.信頼を欠いたまま進められる情報連携の危険性 マイナンバー制度および関連システムの運用においては、相次ぐ情報漏洩やシステムトラブル、そして不透明なデータ連携によって、国民の信頼は既に損なわれている。このような状態で特定個人情報の取扱範囲を拡大し、評価書において「管理体制は万全である」と強弁することは、現場の現実を無視した楽観的かつ無責任な姿勢と言わざるを得ない。 制度の安全性に対する確固たる証明がなされない限り、これ以上の情報一元化や連携拡大を強行することは、国民のプライバシーを保護する義務に背く行為である。</p> <p>3.「デジタル化」を盾にした責任転嫁の排除 行政手続きのデジタル化は、本来国民を煩雑な作業から解放するためにあるべきものだ。しかし現状は、行政側の管理効率化やシステムの維持のために、国民に対し「カードを作れ」「読み取れ」と、不必要なコストと心理的負担を強いている。 特定のカードや番号の利用を実質的に強制することで、高齢者やデジタル弱者、あるいは制度の趣旨に慎重な立場をとる市民を排除する構造は、公共のあり方として自己矛盾している。行政は、カードの有無にかかわらず、全ての市民が公平かつ迅速にサービスを受けられる「選択の自由」を再構築すべきである。</p> <p>4.結論:国民の同意なき「管理」の停止 本評価書における管理基準は、あくまで「管理する側の都合」を優先したものであり、情報漏洩という「イタチごっこ」の限界を直視していない。技術的な対策を並べること以上に、国民が制度に対して抱いている「監視されるのではないか」「私物化されるのではないか」という根源的な不安を解消すべきだ。 国民の同意と信頼なきままに義務化を押し進める現状の姿勢を改め、マイナンバーカードの所持を前提としない行政手続の完全なる保障、および個人情報の分散管理を軸とした制度への抜本的な再考を求める。</p>	<p>特定個人情報保護評価制度は、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等の事態が生じるリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシーを含む権利利益の侵害を未然に防止することや、取り扱う特定個人情報の種類・使用目的等・安全管理措置について説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とする制度として位置付けられており、当庁としてもその趣旨を踏まえて運用しております。</p> <p>このような制度趣旨を踏まえ、本意見募集は特定個人情報保護評価制度に基づくものであるため、マイナンバーカードに関する政府全体の方針等について見解を示すことは予定しておりませんが、当庁としては、関係法令を遵守するとともに安全管理措置等に配慮し、特定個人情報の適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

(注)このほか、本意見募集の対象外である御意見を2件いただいております。